

第2回 野田市行政改革推進委員会

平成30年8月28日(火)

午後1時から

市役所2階 中会議室1、2

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 行政改革大綱の基本的考え方について

(2) 市民との協働について

自治会との協働による行政課題への対応

社会福祉協議会、社会福祉法人等との協働による福祉のまちづくり

NPO法人及びボランティア団体等との協働

(3) 情報化の推進について

電子自治体への対応及び情報セキュリティポリシーの遵守

(4) その他

4 閉 会

行政改革大綱の基本的考え方

(1) 行政改革大綱の重点目標

将来にわたり、安定した行財政運営を行っていくには、徹底した行政改革によるコストの削減や、市の歳入の根幹となる市税の収納率の向上等による財政の健全化が必要不可欠である。先行き不透明な社会経済情勢において、将来、多額の事業費が必要であると見込まれる課題に向き合うためにも、財政の健全化は、市民サービスを向上させていく上での前提となるものである。

特に、人件費については、再任用職員の増加や会計年度任用職員の導入等により、今後増加し続ける可能性があることから、職員の資質の向上を図り、会計年度任用職員や民間への委託を有効に活用しながら、計画的かつ徹底した定員管理に取り組む必要がある。

以上のことから、さらなる行政改革を推進するため、重点目標を以下に掲げる。

重点目標

1 財政運営の健全化

中長期的な視点から、計画的な財政運営に努め、持続可能な財政構造への転換を図る。

2 行政運営の効率化

正規職員をはじめ、再任用職員、会計年度任用職員も含めた定員管理を行いながら、職員の意識改革と人材育成を図るとともに、仕事のやり方を抜本的に見直す。

3 民間活力の活用

行政の役割や責任を見極めた上で、民間が担えるものについては、積極的に活用し、市民サービスの向上と経費削減を図る。

4 事務事業の見直し

引き続き、事務事業の必要性や費用対効果等を検証し、社会情勢の変化に即して、事業内容そのものの見直し、新事業への移行、統合、拡充、縮減、廃止等を進める。

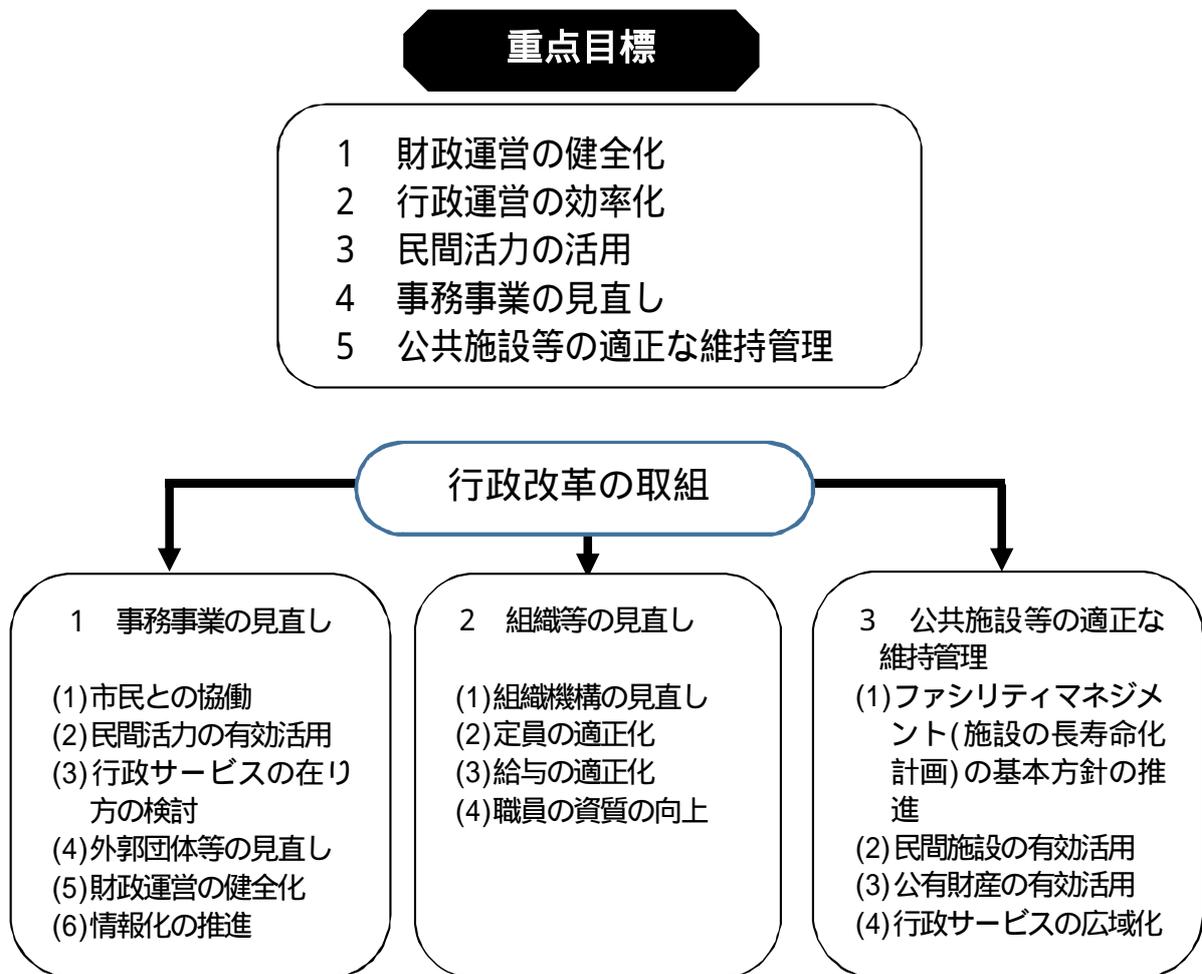
縮減又は廃止を進める場合には、財源確保に重点を置きすぎるあまり、必要な市民サービスに影響が生じることがないように、代替案等の必要性を十分に検討する。

5 公共施設等の適正な維持管理

ファシリティマネジメントの基本方針に基づき、本格的な人口減少社会の到来を念頭に置いた、公共施設の適切な維持管理に努める。

具体的な取組は、前大綱から引き続き事務事業の見直し、組織等の見直し、公共施設の適正な維持管理とする。

(2) 行政改革大綱の取組



(3) 行政改革大綱の期間

次期行政改革大綱の期間は平成 31 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。

ただし、今後、予想を上回る社会情勢の変化があった場合には、計画期間内であっても、必要に応じて大綱を見直すこととする。

(4) 行政改革大綱を踏まえた具体的推進方法

新行政改革大綱に基づく行政改革の推進については、具体的な実施時期及び施策の細目を定めた各年度の実施計画を策定し推進する。

なお、新行政改革大綱の実施計画の計画期間は新行政改革大綱の期間である平成 31 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日までの 6 年間とし、中間年である平成 33 年度に見直しを図ることとする。

(5) 行政改革大綱の推進体制

行政改革大綱及び行政改革大綱の実施計画の推進については、これまでどおり庁内推進母体である「野田市行政改善委員会」を中心に、全職員一丸となって取り組むものとし、行政改革の推進状況については、「野田市行政改革推進委員会」に適宜報告し助言を得るとともに、市民に積極的に公表する。

市民との協働

市民との協働は、平成 28 年度にスタートした野田市総合計画において「市民がふれあい協働する都市」として基本目標に掲げられ、多様化し続ける市民ニーズに的確に対応するためには、市政への積極的な市民の参加や協働によるまちづくりが重要であるとしている。

これからのまちづくりは、市と市民が共通の目的に向かって様々な取組を行っていくことが重要であり、今後も、自治会や社会福祉協議会等の社会福祉法人や NPO 法人、更にはボランティア団体等も含め、協働の強化を図る必要がある。

特に、市との協働の中心となる自治会については、協働のパートナーとして、互いに協議を重ねながら、更なる協働を推進していく必要がある。

自治会との協働による行政課題への対応

社会福祉協議会、社会福祉法人等との協働による福祉のまちづくり

NPO 法人及びボランティア団体等との協働

自治会との協働による行政課題への対応

1 現状等

(1) 現行行政改革大綱の方針

引き続き自治会との協働によるまちづくりを推進する。市と自治会が連携し地域コミュニティの核としての自治会の意義を積極的に啓発し、具体的な自治会加入促進策を講じることで自治会の強化を図っていく。

(2) 自治会加入率

現大綱に基づき、自治会への加入促進を図るため、「自治会ハンドブック」(自治会連合会作成)、「自治会加入促進リーフレット」(市、自治会連合会と合同で作成)、「自治会活動運営マニュアル」(自治会連合会)の作成等の取組を行ってきたが、加入率は年々減少し、効果は得られていない状況にある。他の近隣自治体においても、同様の取組を行っているが効果は得られていない状況である。

自治会加入率の推移

各年度6月1日現在

年度	連合会 加入	連合会 未加入	文書配 布団体	計	住 基 世帯数	加入率
25年度	313	25	53	391	63,626世帯	73.4%
	44,268	1,139	1,314	46,721		
26年度	312	25	54	391	64,151世帯	72.6%
	44,131	1,136	1,304	46,571		
27年度	309	27	55	391	64,840世帯	71.6%
	43,806	1,281	1,334	46,421		
28年度	308	29	55	392	65,762世帯	70.6%
	43,224	1,889	1,341	46,454		
29年度	303	35	60	398	66,458世帯	69.6%
	42,572	2,239	1,426	46,237		
30年度	302	35	63	400	67,403世帯	68.6%
	42,562	2,195	1,480	46,237		

(注) 各年度の上段は団体数、下段は世帯数

近隣市における自治会の加入率

平成 30 年 4 月 1 日現在

自治体名	自治会加入世帯数	世帯数	自治会加入率
市川市	135,588	237,847	57.0%
船橋市	206,709	279,390	74.0%
松戸市	163,381	231,834	70.5%
柏市	124,352	180,484	68.9%
流山市	51,863	75,998	68.2%
我孫子市	42,409	57,822	73.3%
鎌ヶ谷市	28,812	45,081	63.9%
浦安市	36,699	78,271	46.9%

流山市については平成 29 年 10 月 1 日現在

近隣市の自治会加入率は、船橋市が 74.0%と最も高く、浦安市が 46.9%と最も低い状況となっており、近隣 8 市での平均では 65.3%となっている。

市民意識調査の結果

単位：%

回答項目	H24.3 (第 14 回)	H28.3 (第 15 回)	比較
1.自治会・町内会がない	9.5	7.3	2.2
2.自分の自治会・町内会がわからない	12.0	13.7	1.7
3.加入の方法がわからない	7.6	6.0	1.6
4.活動に参加するのが面倒	19.6	20.5	0.9
5.加入する必要がない	22.2	23.9	1.7
6.短期間で移転する	3.8	3.4	0.4
7.加入を拒否された	1.3	2.6	1.3
8.その他	20.9	19.7	1.2

28 年 3 月に実施した市民意識調査で「自治会に加入していない」と回答した理由では、「加入する必要がない」が 23.9%と最も高くなっている。次いで「活動に参加するのが面倒」(20.5%)、「自分の自治会・町内会がわからない」(13.7%)、「自治会・町内会がない」(7.3%)などの順となっている。

なお、24 年 3 月の調査との比較では、「活動に参加するのが面倒」が 0.9 ポイント、「加入する必要がない」が 1.7 ポイント増加している。

(3) 自治会に対する依頼業務の現状と課題

これまで、自治会を基盤とした自主防犯組織による防犯活動、自主防災組織による防災活動を始め、ごみ減量の推進、孤立死防止のための見守り活動などが行われており、自治会と協働したまちづくりを積極的に推進し成果を上げてきた。

現在、自治会に依頼している業務の主なものは、以下に掲げる項目であり、項目ごとに補助金等も支出している。

今後も、自治会との協働を推進していくことに変わりはないが、近隣他市と比較しても、依頼業務及びその業務に対する補助金も多く存在していることから、以下のとおり課題を抽出した。

自治会等交付金

- ・自治会等に対して世帯数に400円を乗じて得た額を交付している。
- ・交付の対象となる事務は、コミュニティ活動の推進、行政情報の連絡及び行政協力、その他市が依頼する事務となっているが、用途に制限はなく、実態は自治会の運営費に対する交付金である。

【根拠】

(野田市自治会等交付金及び自治会長等報償金交付規則)

自治会等に対して世帯数に400円を乗じて得た額を支給

課題

- ・交付金の対象事務が規則に規定されているが、実態として運営費に対する交付金となっている。(何の業務に対して支払われているか明確になっていない。)
- ・交付金額を安価に設定すると自治会の協力が得られにくくなる可能性がある。

近隣市の状況

自治体名	補助内容
野田市	6月1日現在の世帯数を基に、1世帯当たり400円を交付
市川市	1世帯月額47円/月の世帯割額と、世帯数により9段階の基本割額(月額2,800~11,000円)を支給 100世帯未満 2,800円/月 1,500世帯未満 8,000円/月 300世帯未満 4,000円/月 2,000世帯未満 9,000円/月 500世帯未満 5,000円/月 2,500世帯未満 10,000円/月 700世帯未満 6,000円/月 2,500世帯以上 11,000円/月 1,000世帯未満 7,000円/月
浦安市	・自治会均等割 210,000円×自治会数 ・加入世帯割 550円×世帯数
船橋市	4月1日現在の世帯数を基に、1世帯当たり370円を交付
松戸市	4月1日現在の世帯数を基に、1世帯当たり300円を交付
柏市	均等割 400世帯ごとに17,500円 世帯割 世帯数×300円 自主防災運営加算 400世帯まで基本額20,000円 400世帯超基本額+(400を超える50世帯ごとに1,000円加算) 上限40,000円
流山市	10月1日現在の世帯数を基に、1世帯当たり220円を交付
我孫子市	4月1日現在の世帯数を基に、1世帯当たり300円を交付
鎌ヶ谷市	4月1日現在の世帯数を基に、1世帯当たり456円を交付

自治会長報償金

- ・自治会長等に対して世帯数に 600 円を乗じて得た額を交付している。
- ・交付の対象となる事務は、広報紙、行政資料の配布、市との連絡調整事務である。

【根拠】

(野田市自治会等交付金及び自治会長等報償金交付規則)

自治会長等に対して世帯数に 600 円を乗じて得た額を支給

課題

- ・近隣市で、自治会長に対して報償金を支払っている団体はない。
- ・補助金交付規則では、交付対象が(1)本市の広報紙、行政資料の配布、(2)市との連絡調整事務となっているが、(1)については、自治会長自らが市報や行政資料を配布している団体は少なく、実際には役員や班長等が配布しているケースが多く、実態と合っていない。また、そのことに対して市民からは是正するように意見等が寄せられている。
- ・本来受け取るべき報償金を自治会長が受け取らず、自治会の収入にしているところがあり、運用に差が出ている。

市報及び行政文書の配布

- ・自治会等を通じ、市報をはじめとする行政文書を配布

29 年度配布実績

市報：月 2 回

行政文書の配布：全戸配布 26 件、班回覧 46 件、特定地域班回覧 13 件等

【根拠】(自治会長報償金と重複)

(野田市自治会等交付金及び自治会長等報償金交付規則)

自治会長に対して世帯数に 600 円を乗じて得た額を支給

課題

- ・毎月 2 回の市報の配布をはじめとした行政文書の配布が負担となっている。
- ・近隣市では、自治会が直接配布している団体がない。近隣の団体は、新聞の折込みや、新聞未購読者に対する希望者へのポスティング等により、配布している。

自主防犯活動

- ・野田市防犯組合において、パトロールや研修会、ポスター掲示等の自主防犯活動を支部単位で計画し、実施している。
- ・防犯パトロールは、支部内の自治会単位で実施している。

【根拠】

(野田市防犯組合補助金交付規則)

1 自治会 1 万円が目安 (団体割 7,000 円 + 世帯割)

課題

- ・活動の中心になっている方が自治会の役員のため、負担がその方に集中してしまう。(特定の人に固定化される。)
- ・本格的に活動している支部は、野田市防犯組合補助金の額では不足することから、不足分を自治会予算から繰り入れている例も見受けられる。また、一方で、活動に力を入れていない支部は、繰越金が生じており、格差が生じている。
- ・今後は、自主的に活動しようとする支部に、補助金が多く分配できるような仕組みを作る必要がある。

自主防災組織育成補助金

- ・防災訓練の実施、防災資機材の維持管理など日常から防災活動に取り組み、災害に備えている。
- ・自治会単位で設立している自主防災組織が補助金の対象となる。

【根拠】

(野田市自主防災組織育成補助金交付規則)

新規：世帯数 × 1,800 円 + 20 万円 (補助率 100%)

4 年経過：世帯数 × 900 円 + 10 万円 (補助率 50%)

野田市自主防災組織活動補助金 (年 1 回、毎年度)

世帯数 × 200 円 (場合により 50 円の加算あり)

課題

- ・自主防災組織の立ち上げに伴う防災資機材整備のための補助金は、他市と比較しても多く助成しているが、自主防災組織の組織率が低い状況(約 50%)である。
- ・自主防災組織を立ち上げる際に、防災資機材の整備と防災資機材を保管する防災倉庫の設置場所等についても調整して申請(建築確認)することが組織立ち上げのハードルになっている可能性がある。
- ・公園等の市有地に設置している防災倉庫について、従前は、建築確認申請を求めていなかったが、平成 26 年度から建築確認申請を行うよう指導することとした。建築確認申請を行っていない既存の防災倉庫については、30 年度までに行うよう指導しているが、現状としてあまり進んでいない。

地区資源回収委託料

- ・ごみの減量を促進するため、資源物の回収をしている団体に対して、委託料として支給している。

【根拠】

- ・世帯数 × 200 円 / 年

課題

- ・根拠の世帯数は、団体からの申告世帯数を採用しており根拠が不明確である。

資源再生利用促進助成金

- ・ごみの減量を促進するため、資源物の回収を自治会等の公共的団体を単位として実施した場合、その団体に対して、資源の回収量に応じて助成金を支給している。

【根拠】

(野田市資源再生利用促進助成金交付要綱)

繊維類、紙類、金属類、生びん(3円/kg)、雑びん(10円/kg)、
空き缶(18円/kg)、ペットボトル(5円/kg)

課題

- ・他市は、品目によらず一律単価となっているが、野田市は品目ごとに単価を設定となっている。
、 共通課題
- ・地区資源回収については、自治会の負担軽減の観点から行政回収を検討したが、行政回収は、地区資源回収に比べ経費が膨大となってしまう。
- ・今後も自治会との協働による地区資源回収の手法が望まれる。
- ・自治会等に対し、集団資源回収に係る委託料や助成金をわかりやすくするため、地区資源回収委託料及び資源再生利用促進助成金を統合することも必要ではないか。

環境美化負担金

- ・地域の環境浄化を図るため、不法投棄物の清掃、下水清掃、市道等の除草撤去を行った自治会に対して環境美化負担金を交付している。
- ・作業実施1週間前までに交付申請を行い、作業完了後に報告書を提出後、負担金を交付する。

【根拠】

(野田市環境美化負担金交付要綱)

作業人数 × 250 円 + 作業車台数 × 500 円

課題

- ・近隣市で環境美化活動に対して補助金を支給しているのは野田市だけである。
- ・環境美化負担金は、美化活動に係る経費として大部分が利用されているが、その一部が自治会の他の活動費に充てられているケースもあり、実費相当額(150円/人)を実施した団体に自治会等交付金として交付する方法も検討が必要。
- ・一部の自治会に環境美化負担金の使途を確認したところ、参加者のお茶代や、

作業に使う道具、ごみ袋の購入代金に充てるなど、事業に必要な支出を行っており、当該負担金が皆減となった場合は、環境美化活動は減る可能性がある。

- ・環境美化活動は、29年度の実績で約3分の1の自治会しか実施しておらず、温度差がある。中心市街地のように市街化が進んでいる地域などでは、環境美化活動を実施する必要性を感じていない自治会もあり、この要因が環境美化に対する温度差となっている可能性もある。
- ・今後は、環境美化活動の推進は、一部の自治会に担っていただくのではなく、必要経費を全自治会に交付している自治会等交付金に組み入れ、環境美化活動を自治会の役割として位置付けることも必要ではないか。

2 今後の方向性（自治会との協働を進めるにはどうしたら良いのか。）

自治会に依頼している業務の中で、市報をはじめとした行政文書の配布については、その業務が自治会の負担となっていることは否定できないと考えられる。

近隣の自治体においても、新聞折込みや、ポスティングにより対応していることを考えると、自治会の負担軽減を考慮した現実的な対応が求められていると言える。

また、行政文書の配布業務を対象に支払われている自治会長の報償金については、市との連絡調整や、地域のコミュニティを支える自治会長の役割は大きいことから、継続することとするが、その内容や根拠については見直しが必要であると考えられる。

自主防災組織や、自主防犯活動、地区資源回収、環境美化活動等の業務については、市と自治会との協働によるまちづくりを実現するため、それぞれの目的に応じた取組を実施しており、その取組が自治会のコミュニティの醸成にも寄与していることを考えると、さらに推進する必要がある。

今後、さらに自治会等との協働を進めるため、市からの依頼業務の負担軽減を図ることや、市の担当窓口がそれぞれ違うことで自治会の連絡調整が複雑になっている現状も踏まえながら協議を進めていく必要がある。

協議にあたっては、今後も市と自治会が共通の目的に向かって様々な取組を推進していくことが重要であるため、一方的に市の考え方を提案するのではなく、個々の業務について、市と自治会で十分に話し合い、双方で納得した上で業務を行えるよう進めていく必要がある。

3 次期行革大綱の考え方

市民との協働の中心となる自治会との協働を進めるためには、市からの依頼業務の負担軽減を図ることや、市の担当窓口がそれぞれ違うことで自治会との連絡調整が複雑になっている現状も踏まえながら協議を進めていく必要がある。

協議にあたっては、今後も市と自治会が共通の目的に向かって様々な取組を推進していくことが重要であるため、一方的に市の考え方を提案するのではなく、個々の業務について、市と自治会で十分に話し合い、双方で納得した上で業務を行えるよう進めていく必要がある。

また、自治会への加入促進については、コミュニティの核としての自治会の意義を積極的に働きかけるなどの取組を行う。

社会福祉協議会、社会福祉法人等との協働による福祉のまちづくり

1 現状等

(1) 現行行政改革大綱の方針

福祉のまちづくりを実現していくため、地域福祉の核である野田市社会福祉協議会との協働を強化するとともに、増大する行政需要に対応するため、更に多くの社会福祉法人等との協働を進める必要がある。

また、地区社会福祉協議会については、地区により実施事業の内容等に地域差があることから、社会福祉協議会と協働して活動の支援策を講じていく。

(2) 社会福祉協議会等との協働の状況

市と福祉のまちづくりを担う社会福祉法人等は、サービスの量的・質的充実が求められている中で、その充実を図るとともに、公共の利益を求めるパートナーとして市民サービスの向上のために互いに協力し合う関係にある。

また、改正社会福祉法により、平成 28 年 4 月から「地域における公益的な取組」の実施が社会福祉法人の責務として位置づけられ、福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら積極的に地域づくりに貢献していくことが期待されている。

現在、社会福祉協議会に対する補助事業や、委託事業について、適正な執行を図るため、社会福祉協議会全体の事業の実施状況について検討を行っている。

(3) 社会福祉協議会

協働の状況

(ア) 市が社会福祉協議会に委託している事業

障がい者福祉法等関係法令に基づき市が実施する事業の一部については、市が委託費及び物資を提供し、社会福祉協議会が実施している。

事業名	事業内容
身体障がい者教習用自動車事業	肢体不自由の身体障がい者の自動車免許取得を支援するため、身体障がい者用教習用自動車の管理運営を市から受託。 教習用自動車は、市が購入。
手話講習会	聴覚障がい者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話による意思疎通支援を行う者を養成する講習会開催事業を市から受託。
要約筆記講習会	聴覚障がい者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される要約筆記による意思疎通支援を行う者の養成講習会開催事業を市から受託。
障がい者パソコン講習会	障がい者の生活訓練、社会参加を促進するため、パソコン講習会開催事業を市から受託。

事業名	事業内容
留守家庭学童保育所運営事業	学童保育所は、行政改革大綱に沿って民間活力を積極的に活用しながら運営することとしており、現在、34 学童保育所のうち、17 学童保育所について市から受託。
育児支援家庭訪問事業訪問員派遣業務	育児、家事等の援助や育児相談・指導を行い、子育てへの負担感の軽減を図る育児支援家庭訪問事業訪問員派遣業務を受託。
ファミリーサポートセンター事業	仕事と育児の両立支援を行うことを目的に、育児の援助を受けたい者と育児の援助を行いたい者からなる会員組織である、ファミリーサポートセンター事業を市から受託。
児童館管理事業	いつでも子どもたちが自由に利用できる地域の児童福祉施設を整備するため、子ども館 6 館の休館予定日のうち、年末年始の 6 日間を除いた休館予定日の運営を市から受託。
関宿福祉センターやすらぎの郷管理運営事業	市民の文化・教養の向上を図るための施設である関宿福祉センターやすらぎの郷の管理業務を受託。
点字・声の広報等発行事業	視覚障がい者への情報保障の手段として、「市報のだ」を音訳及び点訳し必要な方へ配布する事業を市から受託。
障がい者用選挙公報作成及び配付業務 市長及び市議会議員選挙のみ	希望する視覚障がい者等に、選挙公報の情報を得るために必要な、音訳及び点訳した選挙公報（選挙のお知らせ）の作成業務及び投票所における点字用氏名掲示の作成業務を受託。
介護支援ボランティアポイント事業	介護保険法に規定する地域支援事業として実施する介護支援ボランティアポイント事業の業務を受託。

(イ) 社会福祉協議会が実施する事業のうち、市が補助金を支出している事業

社会福祉協議会が実施する事業のうち、公益性がある事業については、市が同協議会に補助金を支出し協働を行っている。

事業名	事業内容
社会福祉協議会補助金	地域福祉（地区社協）の充実、自主事業の実施などの取組に対し、市として体制強化を図る必要があることから、人件費補助や運営費、人的補助を行っている。
社会福祉協議会福祉活動専門員設置費補助金	専門員の業務内容 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会事業に関する広報「社福のだ」全世帯配布、ホームページやSNSの活用 ・地区社会福祉協議会の活動が円滑に実施できるように活動内容の助言や調整を行う。 ・野田市社会福祉協議会の地域福祉活動計画に基づいた事業の推進。（なお、野田市地域福祉活動計画は野田市地域福祉活動計画推進委員会にて策定している。）
地域コミュニティづくり推進支援事業補助金	金婚式を迎えた方の記念撮影と寄席鑑賞。寄席鑑賞は11月に開催される「市民ふれあいハートまつり、福祉のまちづくりフェスティバル」の開催に併せ、野田出身の落語家を招き、同イベントの集客の目玉となっている。

事業名	事業内容
ボランティアコーディネーター設置補助金	<p>市民ボランティアな活動を支援し、その実際の活動においてボランティアならではの力が発揮できるよう市民と市民、または組織をつないだり、組織内での調整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネ-ト業務 ・ボランティアセンターの運営 ・ボランティアに関する相談、斡旋 ・ボランティアの養成 ・福祉教材、機器の貸出 ・情報提供 ・ボランティア保険加入の促進
地区社協活動費補助金	<p>市内には22の地区社会福祉協議会が設置され、ふれあい・いきいきサロンをはじめ、地域独自の特色ある事業が実施されている。</p> <p>【地区社協の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の人たちが運営や活動に参加できる機会を作る。 ・福祉についての理解を深めるための働きかけや担い手の掘り起こしを行う。 ・地域の人たちが抱える様々な福祉問題を発見する。 ・地域の様々な団体やグループの活動を活かし互いに協力し合える中核となる。 ・福祉問題を解決していくための活動を計画し実施する。 ・生活問題を地域の活動や専門機関に結びつけるための仲介役となる。
日常生活自立支援事業実施補助金	<p>千葉県社会福祉協議会の委託を受け、判断能力に不安のある高齢者や障がい者に対し、住み慣れた地域で生活できるよう、定期的な訪問により、福祉サービスを利用する支援や日常的な金銭管理の支援を実施する。</p>
法人後見事業補助金	<p>認知症や精神障がい、知的障がいなどの理由で判断能力が十分でない方が、地域で安心して暮らせるようにするために、日常生活自立支援事業から成年後見制度へ途切れることなく支援していくことや低所得で身寄りのない方に対する支援が必要であると考え、平成29年1月に野田市成年後見支援センターを開設し、法人後見事業を開始する。</p> <p>市では、市民後見人の育成、市民後見人を活用した法人後見の実施にあたり、平成27年度より社会福祉協議会に、日常生活自立支援事業に対する人件費の補助を行い、同事業にあわせ法人後見事業の補助を行った。</p>

(ウ) 社会福祉協議会が単独で行っている事業(主な事業)

社会福祉協議会が福祉の増進を図るため、単独で行っている事業。

単独事業は基本的に、会費や赤い羽根募金の助成金等で運営している。また、車いす対応自動車やマイクロバス等の初期投資が必要な貸出事業の多くは、市民及び企業等からの寄附等で事業を開始している。

事業名	事業内容
車いす貸出事業	市民や団体から寄贈された車いすを有効活用し、無料貸出しを行う。 個人等から寄附された車いすを活用し、事業開始
マイクロバス貸出事業	福祉団体や市民団体等に対して活動支援を目的に23人乗りマイクロバス「さわやか号」の貸出しを行う。 企業から福祉の増進のために寄附された車両を活用し、事業開始。
同行援護事業	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う。
チャイルドシート貸出事業	少子化対策の一環として、交通安全の普及啓発と健康で安全な子育て支援を目的にチャイルドシートの貸出しを実施する。 少子化対策臨時特例交付金を活用してチャイルドシートを購入し、事業開始。
車いす対応自動車貸出事業	車いす対応自動車の貸出を行い、障がい者等に対する社会参加の促進を図る。 社会奉仕団体から寄贈された自動車を活用し、事業を開始。

(エ) 地区社協事業について

地区社協は、社会福祉協議会が市全域 22 地区に設置した地元住民主体の活動組織団体で、自治会、民生委員、女性会、いきいきクラブ、子ども会、ボランティアなどを主な構成員とし、「誰もが安心して共に暮らせる福祉のまちづくり」を目指し、一人暮らしの老人を訪問する友愛訪問やふれあいいきいきサロンなどの活動をしている。

地区ごとに、地域の特性に応じた様々な活動を行っているが、事業内容等に格差がある。

地区社会福祉協議会の活動状況

No.	地区名称	設置 年月日	会員数			実施事業の内容等		
			一般	特別	合計	ふれあい いきいき サロン	友愛訪問	その他の事業
1	上花輪	H9.3.5	1,029	1	1,030			やすらぎ会
2	清水	H10.3.1	2,188	5	2,193			お元気コール 鶴寿園ボランティア 子どもの広場 下校時パトロール
3	中根	H11.6.27	1,383	0	1,383			中根保育所でのボランティア
4	太子堂	H11.8.28	686	0	686			太子堂花の会 サンスマイルへの協力
5	中央	H12.3.24	593	1	594			
6	川間	H12.4.14	3,335	3	3,338			川間地区ふれあいの広場
7	上町	H12.4.22	781	23	804			一中挨拶運動
8	南部第2	H12.7.20	1,382	0	1,382			
9	宮崎・柳沢	H12.9.10	1,705	0	1,705			
10	福田	H12.10.7	3,215	0	3,215			福田の森フェスタへの協力 知って得する講座
11	七光台	H12.11.9	1,151	0	1,151			
12	南部東	H12.12.1	760	0	760			
13	南部北	H12.12.3	1,904	0	1,904			
14	中野台	H12.12.14	1,818	0	1,818			
15	南部南	H12.12.22	1,925	2	1,927			
16	南部中央	H13.1.14	1,133	1	1,134			
17	東部	H13.2.4	1,987	0	1,987			東部地区ふれあいまつり
18	北部	H13.2.10	3,887	32	3,919			北部福祉まつり
19	西部	H13.6.17	1,314	3	1,317			西部地区社協まつり
20	関宿	H15.8.2	734	0	734			関宿あおぞらまつり
21	二川	H15.8.31	2,770	1	2,771			つくしんぼ支援
22	木間ヶ瀬	H15.9.8	3,269	0	3,269			福祉まつり

特別会員；年額会費1,000円以上を納入する会員

(4) その他社会福祉法人等との協働

市の社会福祉施設は、公設公営を基本に整備してきた経緯があるが、現在、「社会福祉法人野田みどり会」及び「社会福祉法人はーとふる」が指定管理者として施設の管理を行っている。市の施設の管理に社会福祉法人の手法を活用するとともに、管理に係る経費の縮減と利用者に対するサービスの向上を図っている。

社会福祉法人による指定管理の状況

名 称	指定管理施設
社会福祉法人 野田みどり会	複合老人ホーム楽寿園
	岩木小学校老人デイサービスセンター
	心身障がい者福祉作業所
	あおい空
社会福祉法人 はーとふる	関宿心身障がい者福祉作業所
	あすなる職業指導所
	あさひ育成園
	こだま学園

また、市内では障害者福祉施設、特別養護老人ホームなど、社会福祉法人をはじめとした民間法人による施設整備が進んでおり、市の社会福祉施設の充実に大きな役割を果たしている。

市内の社会福祉法人が運営する施設

特別養護老人ホーム鶴寿園をはじめ 28 施設

2 課題

- ・市民が抱える福祉ニーズが多種、多様化している中で、増大していく行政需要に対応するため、社会福祉協議会をはじめとした、更に多くの社会福祉法人等との協働を進める事により、更なる地域福祉の推進を図る必要がある。
- ・地区社会福祉協議会の活動については、実施事業の内容や実績に格差が生じている。今後は、地域社会の希薄化に対応するため、「地域共生社会の実現」に向けた取組について、社会福祉協議会や地区社会福祉協議会と相互の有機的な連携の下、それぞれの地域性を活かした活動、またその支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備していく必要がある。
- ・地区社会福祉協議会で地域福祉を担っていただいている方々は、自治会役員や民生委員など、固定化される傾向にあり、また高齢化も進んでくるため、住民に各地域での活動情報を発信しながら理解を広げ、幅広い年齢層の人材を掘り起こす必要がある。

- ・社会福祉協議会への委託事業や補助事業については、それぞれの事業の必要性やその効果を十分に検証し、必要性が薄れてきた事業は、より必要性のある事業に振り向けることなどについて、社会福祉協議会と十分に協議を行っていく必要がある。

3 次期行革大綱の考え方

市民が抱える福祉ニーズが多種、多様化している中で、増大していく行政需要に対応するため、社会福祉協議会をはじめとした、更に多くの社会福祉法人等との協働を進める事により、更なる地域福祉の推進を図る。

地区社会福祉協議会の活動については、実施事業の内容や実績に格差が生じていることから、社会福祉協議会や地区社会福祉協議会と相互の有機的な連携の下、それぞれの地域性を活かした活動を支援していく必要がある。

また、社会福祉協議会への委託事業や補助事業については、それぞれの事業の必要性やその効果を十分に検証し、必要性が薄れてきた事業は、より必要性のある事業に振り向けることなどについて、社会福祉協議会と十分に協議を行っていく。

NPO法人及びボランティア団体等との協働

1 現状等

市では、44のNPO法人が、様々な分野で活動しており、春風館道場の指定管理者である「野田春風会」のほか、集いの広場の運営を「子育てネットワークゆっく」に委託するなど、NPO法人との協働を進めている。

市内のNPO法人数の推移

年度	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末	30年6月末
法人数	42	43	43	46	44	44

(千葉県ホームページより)

また、ボランティア団体については、30年6月末現在で野田市ボランティアセンターに101団体が登録し、様々な分野で活動を行っている。

ボランティア団体登録状況

活動分野	団体数	活動分野	団体数
技能提供	7	子供	6
地域福祉	9	環境	5
障がい者・高齢者	13	学習	5
特技・訪問	51	その他	3
国際	2	合計	101

さらに、みどりのふるさとづくり実行委員会、三ツ堀里山自然園を育てる会など、ボランティア登録団体以外で市と連携して事業を推進している団体がある。

この他、野田市市民活動支援センターには、平成30年6月末現在でNPO法人やボランティア団体等の121の市民活動団体が登録し、14分野で活動している。

(上記のNPO法人及びボランティア団体と重複している団体あり)

市民活動支援センター登録団体の状況

活動分野	団体数	活動分野	団体数
保健・医療・福祉	33	観光の振興	2
学術・文化・芸術・スポーツ	28	農山漁村・中間山間地域の振興	2
子どもの健全育成	21	地域安全活動	2
まちづくり	11	国際協力	1
人権の擁護・平和推進	8	男女共同参画	1
環境の保全	6	科学技術の振興	1
社会教育	4	他団体との連携・助言・援助等	1
		合計	121

なお、市内のNPO法人数の44法人は近隣市に比べ多いとは言えない状況であり、市民ニーズの多様化に対応するためには、ボランティア団体も協働のパートナーとして育成していく必要がある。

近隣市におけるNPO法人数の状況

自治体名	野田市	柏市	流山市	松戸市	我孫子市	鎌ヶ谷市
法人数	44	139	55	149	52	22
(参考) 人口	154,348人	417,218人	187,252人	494,733人	132,231人	109,782人

(注) 法人数は平成30年6月末現在、人口は平成30年4月1日現在の住民基本台帳人口

一方、野田市市民活動支援センターは、前身であるNPO・ボランティアサポートセンターから平成27年4月に名称を変更し、平成28年度からはセンター長を配置するとともに、コーディネーターの在室時間についても水曜日を追加する等、機能の強化を図ってきた。

また、平成29年6月からは支援補助員を配置することで情報発信能力の向上を図る等、運営体制を強化している。

市民活動支援センターの活動実績

貸スペース等業務(利用状況	平成29年4月～平成30年6月)
センター内フリースペース	123件(フリースペース利用時間330時間44分)
団体向けパソコン	100件
8階旧レストラン会議室	290件(会議室利用時間975時間1分)
相談等業務	
相談件数	197件
相談時間	132時間45分
ミニ学習会事業	
助成金基礎講座	6回
パソコン講座	3回

2 アンケート調査

NPO法人及びボランティア団体等の市民活動団体に対するアンケート調査については、平成25年度に実施した前回調査以降実施していないことから、平成30年度に改めてアンケート調査を実施し、今後の市民活動支援センターの事業に反映する予定である。

3 財政的支援

市民活動団体を財政面から支援していくための制度を構築するため、他市の状況等を参考に補助制度の構築に取り組んできた。市民活動団体の状況として、事業への補助よりも運営費への補助を望む声が多いことから、野田市独自の運営費への補助制度として、市民活動団体支援補助金制度を平成 29 年度から開始している。

また、市民活動支援センターでは、ミニ学習会として助成金基礎講座の開催等により、市民活動団体に対する支援を実施している。

4 課題

- ・近隣市と比較し N P O 法人数が少ないため、育成の強化を図る必要がある。
- ・介護保険法の改正等により、N P O 法人やボランティア団体等の市民活動団体が担うべき役割が増大しているが、会員の確保や高齢化が課題となっているため、市民活動団体の実情を踏まえた支援の在り方について検討する必要がある。
- ・市民活動支援センターの運営については、最終的に N P O 法人等への委託を目指してきたところだが、民間委託することにより行政との連携を損なうおそれもあることから、運営主体について検討していく必要がある。
- ・協働する際には、市民活動団体間や行政の各部局との連携が重要となるが、情報共有や意思の疎通が十分な状況とはいえないため、ネットワークの強化を図る必要がある。

5 次期行革大綱の考え方

N P O 法人及びボランティア団体等の市民活動団体を育成するとともに、今後、市民活動団体が担うべき役割が増大していることから、市民活動団体の基礎的情報を把握し、行政の各部局との連携を進めていく必要がある。

しかし、行政の各部局との連携については、現状では十分とは言えない状況であり、より積極的に進めていく必要がある。そのため、市民活動支援センターにおいて、行政の各部局や市民活動団体間のネットワークの強化を図っていく必要がある。

加えて、市民活動団体が必要としている支援を的確に把握し、行政としてできる支援策を講じていく必要がある。

<参考1> 市内のNPO法人一覧(平成30年6月末現在) 43法人(未登記1法人)

NO	法人名	活動分野
1	Music Plus One	社会教育 まちづくり 学術・文化・芸術・スポーツ 子どもの健全育成 職業能力の開発・雇用機会の拡充 他団体との連携・助言・援助等
2	Santa	保健・医療・福祉 職業能力の開発・雇用機会の拡充
3	ありんこ・くらぶ	保健・医療・福祉 社会教育 まちづくり 人権の擁護・平和推進 子どもの健全育成 情報化社会の発展
4	アルファバドミントンネットワーク	学術・文化・芸術・スポーツ 子どもの健全育成 他団体との連携・助言・援助等
5	エコファーム野田	まちづくり 環境の保全 経済活動の活性化 職業能力の開発・雇用機会の拡充 他団体との連携・助言・援助等
6	かぜのこようちえん	社会教育 子どもの健全育成
7	グッドライフ	保健・医療・福祉 社会教育 環境の保全 他団体との連携・助言・援助等
8	システム薬学研究機構	保健・医療・福祉 社会教育 国際協力 科学技術の振興
9	スマイリシェル	保健・医療・福祉 社会教育 まちづくり 環境の保全 人権の擁護・平和推進 子どもの健全育成 職業能力の開発・雇用機会の拡充
10	そい・びんず	まちづくり 学術・文化・芸術・スポーツ 環境の保全 経済活動の活性化 他団体との連携・助言・援助等
11	たすけあいスプーン	保健・医療・福祉 まちづくり 他団体との連携・助言・援助等
12	たんぼぼ保育園	保健・医療・福祉 社会教育 子どもの健全育成 他団体との連携・助言・援助等
13	なのはな会	保健・医療・福祉 他団体との連携・助言・援助等
14	のだフレンドシップ青い鳥	社会教育 人権の擁護・平和推進 男女共同参画
15	マ・メール	保健・医療・福祉 まちづくり 地域安全活動 他団体との連携・助言・援助等
16	まめ塾	社会教育 まちづくり 子どもの健全育成
17	メンタルサポート野田そよかぜ	保健・医療・福祉 社会教育 他団体との連携・助言・援助等
18	ゆうアンドみい	保健・医療・福祉 まちづくり 子どもの健全育成
19	ゆめしずく	保健・医療・福祉 まちづくり 職業能力の開発・雇用機会の拡充
20	ライフサポート二川	保健・医療・福祉 他団体との連携・助言・援助等
21	快適環境研究会	保健・医療・福祉 社会教育 環境の保全 国際協力
22	学区安全サポートクラブ	まちづくり 地域安全活動 子どもの健全育成
23	環境整備事業団	保健・医療・福祉 社会教育 まちづくり 環境の保全 災害救援 人権の擁護・平和推進 他団体との連携・助言・援助等
24	関宿・農業クラブ	社会教育 まちづくり 環境の保全 国際協力

NO	法人名	活動分野
25	関宿滑空場	社会教育 まちづくり 学術・文化・芸術・スポーツ 子どもの健全育成 他団体との連携・助言・援助等
26	関東遺品整理協会	保健・医療・福祉
27	啓心会岡田文化事業団	保健・医療・福祉 社会教育 学術・文化・芸術・スポーツ 他団体との連携・助言・援助等
28	芸術文化を愛する会	保健・医療・福祉 社会教育 まちづくり 学術・文化・芸術・スポーツ 環境の保全 人権の擁護・平和推進 子どもの健全育成 職業能力の 開発・雇用機会の拡充
29	材料表面研究会	科学技術の振興
30	子育てネットワークゆっくっく	保健・医療・福祉 子どもの健全育成
31	枝の会	保健・医療・福祉 まちづくり 人権の擁護・平和推進 職業能力の 開発・雇用機会の拡充
32	諏訪流放鷹術保存協会	社会教育 学術・文化・芸術・スポーツ 環境の保全
33	成年後見の会かけはし	保健・医療・福祉 社会教育 人権の擁護・平和推進
34	福祉村	保健・医療・福祉 まちづくり
35	未来塾	社会教育 まちづくり 子どもの健全育成
36	野田レクリエーション協会	社会教育 子どもの健全育成
37	野田子ども劇場	保健・医療・福祉 社会教育 まちづくり 学術・文化・芸術・スポーツ 子どもの健全育成
38	野田市どろんこの会	保健・医療・福祉 社会教育 まちづくり 環境の保全 地域安全活 動 男女共同参画 子どもの健全育成 職業能力の開発・雇用機会の拡充 他団体との連携・助言・援助等
39	野田市総合型地域スポーツ クラブ	保健・医療・福祉 社会教育 学術・文化・芸術・スポーツ 子どもの 健全育成
40	野田市民室内管弦楽団	保健・医療・福祉 社会教育 学術・文化・芸術・スポーツ 子どもの 健全育成 他団体との連携・助言・援助等
41	野田春風会	社会教育 まちづくり 学術・文化・芸術・スポーツ 子どもの健全育 成 他団体との連携・助言・援助等
42	野田文化研究会	保健・医療・福祉 社会教育 まちづくり 学術・文化・芸術・スポー ツ 人権の擁護・平和推進 男女共同参画 子どもの健全育成
43	野田文化広場	社会教育 まちづくり 学術・文化・芸術・スポーツ 環境の保全 男女共同参画 子どもの健全育成 経済活動の活性化 他団体との連 携・助言・援助等

千葉県ホームページのNPO法人44団体のうち、未登記1団体を除く。

< 参考 2 > 野田市ボランティアセンター登録グループ一覧 (平成 30 年 6 月末現在) 101 団体

区分	No	グループ名	活動内容
技能 提供 7	1	手作り拡大写本かたつむりの会	弱視者の為の「拡大教科書・写本」の製作
	2	野田市手話サークルけやきの会	手話の普及、聴覚障がいへの理解を深めてもらうための活動
	3	野田点訳奉仕会	点訳奉仕
	4	のだ要約筆記サークル「ほたる」	中途失聴・難聴者への要約筆記によるコミュニケーション支援と交流
	5	野田理容組合奉仕会	楽寿園での入所者の散髪
	6	朗読グループあいの会	朗読テープ作成、対面朗読など。視覚障がい者との交流
	7	点訳の会	視覚障がい者への点訳による生活情報の提供
地域 福祉 9	8	上町地区ボランティアグループ	高齢者福祉（ふれあい広場、友愛訪問等）、青少年育成
	9	清水ボランティア あしたば	施設奉仕、地区社協活動への協力等
	10	太子堂ひまわり会	地区社協活動における友愛訪問やふれあい活動
	11	中根地区社協ボランティア会	地域内の独居高齢者の家事援助、友愛訪問。福祉施設での奉仕活動
	12	中野台地区社協ボランティアかすみ草	中野台区民対象「水曜サロン」の企画運営
	13	南部第 2 地区地区社協ボランティア	ゆうあいサロン・ゆうあい訪問・広報紙
	14	サポート日の出	地域内の高齢者の自立支援、通学路パトロール等
障がい者 ・ 高齢者 13	15	サロンたんぼぼ	地域の高齢者とのふれあい、見守り
	16	西部地区社協ボランティア会	地域活動の協力・支援
	17	明るい社会づくり推進協議会野田地区	亀野園清掃奉仕、行事参加等
	18	未来のまちづくり協議会	梅郷駅西口ロータリー花壇の管理など
	19	キャロット	関宿ナーシングビレッジお茶の時間の補助など
	20	支援者つくしんぼ	喫茶つくしんぼの運営サポート
	21	盲人給食サービスグループ	盲人のための弁当作りと会食
	22	園芸福祉ファームお～い船形促進隊	特に障がい者との園芸福祉農園づくり
	23	グループひとみ	視覚障がい者の活動支援
	24	ピオラの会	精神保健ボランティア
	25	福祉の拠点づくり応援隊	はーとふるが包括する施設（ほっと・はっぴい・ひばり）の環境整備
	26	野田市介護予防サポートボランティアの会	はつらつサロンの開催、はつらつ教室のサポート、えだまめ体操の普及
	27	めだかの会	集団音楽療法
28	介護・認知症の家族と歩む会・野田	認知症理解の普及、介護講座の実施	
29	野田市シルバーリハビリ体操指導士会	シルバーリハビリ体操を通して高齢者の自立支援	

区分	No	グループ名	活 動 内 容
特技 ・ 訪問 51	30	唄と踊りとお話と 直寿会	舞踊や唄による福祉施設等の訪問活動
	31	野の花会	老人ホーム、病院、老人会等への踊りによる訪問活動
	32	雲雀ハーモニカクラブ	ハーモニカ演奏による訪問活動
	33	花あそび松清会	生け花、アレンジメントフラワーの指導
	34	ろごす腹話術 野田市部	腹話術による施設訪問
	35	むぎの会	躍り・歌・ギター演奏などの訪問活動
	36	表現グループゆらぎ	朗読の出前、舞台朗読、朗読勉強会
	37	おはなしパレット北	おはなし会（素語り、読み聞かせ）の実施
	38	おはなしパレットみなみ	おはなし会（素語り、読み聞かせ）の実施
	39	おはなしパレット興風	おはなし会（素語り、読み聞かせ）の実施
	40	浜富士会	民謡、演奏による福祉施設等の訪問活動
	41	ひまわり	紙芝居を中心としたおはなし会
	42	影絵の会「ひまわり」	影絵の製作及び上演
	43	野田朗読の会	小学校・介護施設への訪問朗読、舞台公演等
	44	カ・フラ・オ・イリマ・アロハ	フラダンスによる施設等の訪問
	45	天空	知的障がい者を主メンバーとしたソーラン踊りによる訪問活動
	46	ソフトブラザーズ	音楽バンドグループとして歌・演奏による老人ホーム訪問
	47	流山三味線同好会 ちばんちゅ	地域ボランティア活動参加、会員の三味線演奏指導
	48	笑紫会	落語による施設訪問
	49	T O M A C	手品及び南京玉すだれ等による施設訪問
	50	榊原清光会	民謡、民舞、銭太鼓による訪問活動
	51	野田マジッククラブ	マジック技能の取得、学童保育所、自治会等の訪問
	52	ほほえみ	高齢者に折り紙の指導
	53	オカリナサークル 森音	デイサービス、病院訪問や文化祭等への参加
	54	ボランティアサークル ココサポ	子どもや障がいを持った方たちとの遊び、サポート
	55	蕎麦道楽 野田式八会	そば打ち実演、小学校の体験学習や施設・老人会等との親睦
	56	いちいハーモニー	童謡、唱歌等を歌う活動を通じた高齢者施設訪問
	57	野田市合唱連盟	音楽活動を軸とした学びと地域交流、出前コンサート
	58	傾聴ボランティア ダンボ	高齢者の話相手、高齢者施設訪問
	59	おはなしグループ「ゆう」	児童養護施設の子供たちに「おはなし会」を実施
	60	童謡の会	「童謡」を歌い広める

区分	No	グループ名	活 動 内 容
	61	ウクレレマスタークラブ野田	ウクレレ演奏による施設訪問
	62	城学詩吟の会	詩吟や詩舞の演目披露による施設訪問
	63	ウクレレを楽しむ会	ウクレレ演奏の披露による施設訪問
	64	メカマハ口 ナニ ピカケ	フラダンスの披露による施設訪問
	65	よさこいソーラン野田白龍会	YOSAKOI ソーランで地元野田市を活性化する
	66	ハーラウ・フラ・オ・プアロケ	ハワイアンフラ披露による施設訪問
	67	リバースハーモニカクラブ	自治会等イベント演奏
	68	ベント	ギター伴奏と歌と物まね歌謡ショーによる施設訪問
	69	野田ギターアンサンブル	ギター演奏による施設訪問
	70	演芸出前「仕出し屋」	デイケア、病院、自治会等施設の要望により訪問し、演芸等を披露
	71	よたろう楽団	要望により施設訪問し、演奏を披露
	72	ボランティアグループひまわり	ボランティア活動を通し地域社会貢献
	73	すずらんの会	三味線の演奏や太極拳、唱歌での施設訪問
	74	ひろぜん	エレクトーンとギター、歌による施設訪問
	75	東京理科大学マジックサークル P L A M	マジックの披露による施設訪問
	76	梅川洋子一座 野田支部	民謡、演歌、民舞、手品、空手（演舞）などによる施設訪問
	77	公の会ザ・サンキスト	演奏、歌、体操、踊りによる施設訪問
	78	木洩れ日（こもれび）	紙芝居・お話等による施設訪問
	79	シェルコバアンサンブル	施設訪問。楽器演奏
	80	アピコ	音楽療法による施設訪問
国際	81	野田市国際交流協会	野田市における国際交流活動
2	82	野田市外国人支援グループ	外国人（日本語を母国語としない人）の支援
子ども	83	のだ遊ぼうよの会	子どもの自由な遊び場「あそぼうよ」の提供、出前
6	84	保育ボランティア あゆみ	保育に関する活動、学習
	85	尾崎・子どもを守る会	尾崎小児童の登下校時の交通安全の見守り、尾崎小と川間小児童の交流、尾崎保育所幼児との交流
	86	子どもの未来ネットワーク野田	子供達の声を受け止め、成長を育む地域環境づくり
	87	おもちゃ病院 野田	壊れたおもちゃの修理等を通して子どもの「物を大切に作る心」の育成
	88	学習支援ボランティア	学習環境に恵まれない子供を支援する「ひまわり学習会」を運営

区分	No	グループ名	活 動 内 容
環境 5	89	なかよし自然隊	自然観察会。市内中心の自然保護や調査
	90	一篇会	北コミュニティセンター周辺の清掃と花壇整備
	91	野田エコライフ推進の会	環境と家計にやさしい生活の普及活動
	92	花の池くらぶ	花の池の草花・花木の植栽と管理
	93	くもきり草の会	「福田の森」の環境保全
学習 5	94	生涯学習ボランティアほのぼの会	「市民講座」の開催、「車椅子目かくし歩行体験」指導、子どもの文化支援等
	95	東葛野田福祉会	施設奉仕、神社の樹木剪定など
	96	むらさきの里 野田ガイドの会	野田市内の名所旧跡等のボランティアガイド
	97	千葉県生涯大学校東葛飾学園野田校友会（野田校友会）	会員相互の親睦を図ると共に地域社会の活性化に寄与する
	98	野田市介護日本語学習支援の会	介護職に従事している野田市在住の外国人に対して介護日本語の学習支援。
その他 3	99	千葉県立関宿博物館サポーターグループ	団体見学者への展示解説、資料整理、古文書の解説、郷土食指導、昔の道具体験指導
	100	プロジェクト 落語で“まちおこし”	落語で“まちおこしを図る”
	101	コーディネーター勝手連	「シルバーサロン元気」で無料コンサートを開催

<参考3> 市民活動支援センター登録団体一覧（平成30年6月末現在）121団体

	団体名	主な活動分野
1	野田もの知り検定企画実行委員会	まちづくり
2	おもちゃ病院 野田	子どもの健全育成
3	野田市自閉症協会	保健・医療・福祉
4	野田ぶどうの木	子どもの健全育成
5	野田土曜サロン	社会教育
6	特定非営利活動法人 野田春風会	学術・文化・芸術・スポーツ
7	野田のてんとう虫を守る会	環境の保全
8	ハーモニカ 白ゆり	保健・医療・福祉
9	野田エコライフ推進の会	環境の保全
10	特定非営利活動法人 システム薬学研究機構	科学技術の振興
11	ブランカの会	学術・文化・芸術・スポーツ
12	NPO法人 学区安全サポートクラブ	地域安全活動
13	のだ要約筆記サークル「ほたる」	保健・医療・福祉
14	関宿ふれあいサロン	社会教育
15	のだ遊ぼうよの会	子どもの健全育成
16	東葛野田福祉会	保健・医療・福祉
17	野田市民オンブズマン	まちづくり
18	持続可能な社会を考える会	学術・文化・芸術・スポーツ
19	多文化福祉・学習の支援協議会	保健・医療・福祉
20	花の池くらぶ	環境の保全
21	野田マジッククラブ	学術・文化・芸術・スポーツ
22	全日本年金者組合千葉県本部野田支部	人権の擁護・平和推進
23	日本国民救援会野田支部	人権の擁護・平和推進
24	傾聴ボランティア・ダンボ	保健・医療・福祉
25	野田古文書仲間	学術・文化・芸術・スポーツ
26	特定非営利活動法人 野田レクリエーション協会	学術・文化・芸術・スポーツ
27	野田市視覚障がい者協会	保健・医療・福祉
28	唄と踊りとお話と 直寿会	保健・医療・福祉
29	ボランティアグループ ひまわり	保健・医療・福祉
30	尾崎・子供を守る会	子どもの健全育成
31	演芸出前「仕出し屋」	学術・文化・芸術・スポーツ
32	雲雀ハーモニカクラブ	学術・文化・芸術・スポーツ
33	おはなしグループ「ゆう」	子どもの健全育成
34	NPO法人 ありんこ・くらぶ	子どもの健全育成

	団 体 名	主な活動分野
35	朗読グループあいの会	保健・医療・福祉
36	ピオラの会	保健・医療・福祉
37	野田写真研究会	学術・文化・芸術・スポーツ
38	未来のまちづくり協議会	まちづくり
39	天空	学術・文化・芸術・スポーツ
40	Lei・Pikake	学術・文化・芸術・スポーツ
41	梅川洋子一座野田支部	学術・文化・芸術・スポーツ
42	笑紫会	学術・文化・芸術・スポーツ
43	特定非営利活動法人 そい・び・んず	まちづくり
44	ぴゅあメイクセラピー	保健・医療・福祉
45	野田市手話サークルけやきの会	保健・医療・福祉
46	新日本婦人の会 野田支部	人権の擁護・平和推進
47	野田市介護日本語学習支援の会	保健・医療・福祉
48	介護・認知症の家族と歩む会・野田	保健・医療・福祉
49	NPO法人 成年後見の会かけはし	人権の擁護・平和推進
50	NPO法人 野田子ども劇場	子どもの健全育成
51	野田の教育を考える会	子どもの健全育成
52	野田市ボランティア連絡協議会	他団体との連携・助言・援助等
53	身障者交流会 みつわ	保健・医療・福祉
54	特定非営利活動法人 野田文化広場	学術・文化・芸術・スポーツ
55	アイ・キャリア	男女共同参画
56	よさこいサークル荅	子どもの健全育成
57	公の会サンキスト	学術・文化・芸術・スポーツ
58	野田朗読の会	学術・文化・芸術・スポーツ
59	生涯学習ボランティアサークルほのぼの会	子どもの健全育成
60	野田ガーデニングクラブ	まちづくり
61	アスナ口農園	農山漁村・中間山間地域の振興
62	むぎの会	保健・医療・福祉
63	和(なごみ)の会	保健・医療・福祉
64	野田市ヘルスサポーターの会	保健・医療・福祉
65	野田市女性団体連絡協議会	社会教育
66	NPO法人 せっけんの街 野田地区	環境の保全
67	こども食堂「おかわり」のだ運営委員会	子どもの健全育成
68	特定非営利活動法人 子育てネットワークゆっくっく	子どもの健全育成
69	野田市国際交流協会	国際協力

	団 体 名	主な活動分野
70	NPO法人 未来塾	子どもの健全育成
71	ふるしき研究会 野田	環境の保全
72	野田市スカウト連絡協議会	子どもの健全育成
73	特定非営利活動法人 ゆうアンドみい	保健・医療・福祉
74	野田市外国人支援グループ	保健・医療・福祉
75	野田市手をつなぐ親の会	保健・医療・福祉
76	野田市障がい者団体連絡会	保健・医療・福祉
77	野田市中途失聴者・難聴者の集い 「みみづくの会」	保健・医療・福祉
78	むらさきの里 野田ガイドの会	観光の振興
79	NPO法人 かげのこようちえん	子どもの健全育成
80	野田ギターアンサンブル	学術・文化・芸術・スポーツ
81	NPO法人 スマイリシエル	保健・医療・福祉
82	よさこいソーラン 野田白龍会	学術・文化・芸術・スポーツ
83	花あそび松清会	保健・医療・福祉
84	野田市を良くする市民の会	まちづくり
85	コーディネーターズ・のだ	まちづくり
86	学習支援ボランティア	社会教育
87	平和のための戦争展・のだ実行委員会	人権の擁護・平和推進
88	嬢SHOW輝龍	学術・文化・芸術・スポーツ
89	子どもの未来ネットワーク野田	子どもの健全育成
90	野田の食を盛り上げる会	観光の振興
91	まめっこフェスティバル実行委員会	子どもの健全育成
92	NPO法人 Music Plus One	学術・文化・芸術・スポーツ
93	放射能汚染から子どもを守る会・野田	環境の保全
94	野田医療と健康友の会	保健・医療・福祉
95	千葉県子どものための舞台関係者による核兵器廃絶の会野田	人権の擁護・平和推進
96	特定非営利活動法人 野田文化研究会	学術・文化・芸術・スポーツ
97	浪漫一座	学術・文化・芸術・スポーツ
98	野田よさこい踊り協議会	まちづくり
99	楽しい朗読会	学術・文化・芸術・スポーツ
100	プロジェクト 落語で“まちおこし”	まちづくり
101	野田市シルバーリハビリ体操指導士会	保健・医療・福祉
102	野田ゆうゆう会	地域安全活動
103	認定NPO法人 東葛市民後見人の会 野田支部	人権の擁護・平和推進
104	NPO法人 たすけあいスプーン	保健・医療・福祉

	団 体 名	主な活動分野
105	Earth as Mother 千葉	農山漁村・中間山間地域の振興
106	特定非営利活動法人たんぼぼ保育園	保健・医療・福祉
107	野田ボランティア協会	人権の擁護・平和推進
108	ハンドベルクワイア Largo	学術・文化・芸術・スポーツ
109	野田市自治会連合会	まちづくり
110	フレンドシップ・パーティ	まちづくり
111	コーディネーター勝手連	学術・文化・芸術・スポーツ
112	オカリナファミリー	学術・文化・芸術・スポーツ
113	野田市子連れアルバムカフェ	子どもの健全育成
114	NPO 法人 日本総合医学会 千葉支部	子どもの健全育成
115	特定非営利活動法人 アルファパドミントンネットワーク	学術・文化・芸術・スポーツ
116	心のふれあい学習会	子どもの健全育成
117	ボランティアサークル グレイスアカデミー	子どもの健全育成
118	野田市介護予防サポートボランティアの会	保健・医療・福祉
119	園芸福祉ファーム お～い船形促進隊	保健・医療・福祉
120	Y O S A K O I 連 桜舞	学術・文化・芸術・スポーツ
121	身体障がい者福祉会	保健・医療・福祉

情報化の推進

地域社会を活性化させ、少子高齢化や大規模災害等の課題に対応するには、社会の様々な分野における ICT(*1)の効果的な利活用や IoT(*2)導入による利便性の向上など情報化の推進は不可欠である。本市においても、システム導入によるインターネットを利用したサービスの提供や行政事務の効率化などを推進してきた。

しかし、情報化を推進するに際しては、イニシャルコスト(*3)及びランニングコスト(*4)が膨大なものになることもある上に、技術の進歩に伴いその陳腐化も懸念の材料となる。よって、その推進に際しては、常にコスト意識を持ち、最新の機能や技術を取り入れたシステムの導入により、抜本的な業務の見直しを図りつつ、費用対効果を十分に検証する必要がある。

また、個人情報の保護を根幹とするセキュリティ対策を十分に講じることは言うまでもなく重要である。

電子自治体への対応及び情報セキュリティポリシー(*5)の遵守

電子自治体への対応及び情報セキュリティポリシーの遵守

1 現状等

(1) 現行行革大綱の方針

システムの最適化を図り、費用対効果及びより効果的な導入方法を十分に検証しながら、電子自治体の実現を推進していく。その際、情報セキュリティ対策を十分講じるとともに、インターネット弱者に配慮するなど情報格差が発生しないよう配慮する。

(2) 電子自治体とは

電子自治体とは、コンピュータやネットワークなどの情報通信技術（ICT）を行政サービスに活用することにより、住民の方々や企業の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化などを図り、効率的・効果的な自治体運営を実現しようとするもの。

(3) 国の取組

26年に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」により、地方公共団体におけるクラウド化の加速や、情報システムの運用コスト減を目指すことが盛り込まれるなど、電子自治体の推進は引き続き政府の重要施策として位置付けられている。

さらに、28年9月より、IoT等の本格的な実用化に向けて、地域IoT実装推進タスクフォースの会合を定期的を開催し、地域IoTの普及に向けた推進方策等の提言・助言を行っている。

なお、27年6月公表の日本年金機構における125万件（約100万人分）の標的型攻撃メール(*6)による個人情報流出事案を踏まえ、番号制度の情報連携(*7)開始となる29年7月からの運用に伴い、緊急性の観点から全国の自治体を対象に「自治体情報セキュリティ強化対策事業」として、国は27年度補正予算（全体事業費510億円）に経費を計上し、市区町村補助対象の「自治体情報システム強靱性向上モデルの構築（事業費355億円）」と、都道府県補助対象の「自治体情報セキュリティクラウドの構築（事業費155億円）」の二つの事業を、全国自治体に対して、28年度に繰越して事業の実施を求めた。

(4) 現行行革大綱改定時の課題への取組

社会保障・税番号制度への対応

社会保障・税番号制度に伴う既存システムの改修作業を26年度から28年度の3か年で実施し、28年度から29年6月まで総合運用テストを行い、29

年5月から6月で中間サーバに本番用副本データ(*8)を登録し、29年7月18日に番号制度の他団体との情報連携が試行運用で開始され、29年11月13日から本格運用となった。また、児童手当の手続などの番号法で定める事務における情報連携に加えて、市が独自に利用する事務についても、28年7月に条例改正を行い、「子ども医療費助成事務」及び「ひとり親家庭等医療費助成事務」を番号利用条例に定めた。

また、安心・信頼できる番号制度の構築のために、個人のプライバシー等に与える影響を予測・評価し、かかる影響を軽減する措置をあらかじめ講じるよう、特定個人情報保護評価(PIA)(*9)を定期的及び必要に応じて実施している。

さらに、マイナポータル(*10)では、「子育てワンストップサービス(ぴったりサービス)」として、子育てに関する手続検索や電子申請等に対応しているとともに、各種手続の際にマイナンバーを申請書等に記入することで、今まで提出する必要があった書類が指定期日から順次省略できる運用となっている。

なお、マイナンバーカードの交付枚数は30年7月末日現在で、人口154,585人に対して16,920枚、10.95%の交付率である。

また、29年度の番号制度の情報連携については、市が他団体に情報照会した件数が1,513件で、市から他団体に情報提供した件数は1,155件であった。

新住民基本台帳システム等の次期システムへの更新

住民基本台帳システムや地方税務システム等の、現行13本の契約を、関係16部署の住民基本台帳システムや地方税務システムなど24の業務システムを1本の契約に集約し、導入した。住民基本台帳システム等の宛名情報をマスター(*11)とし、税や福祉等の他システム間連携を統一的に行う仕組みや、共通基盤で運用することで、社会保障・税番号制への対応も考慮し、品質の維持や、災害等の発生時であっても業務継続及びサービスの提供ができ、個人情報等の厳格な管理を実現するセキュリティ対策に優れたクラウド方式(*12)の新システム「総合行政情報システム」として、28年度に公募型プロポーザル(*13)により、業者を選定し、29年2月から新システムの構築作業に着手し、29年10月から本稼動した。(稼動期間：29年10月から34年9月までの5年間)

なお、システムの最適化や費用対効果を検証した結果として、関係16部署の合計で年間約2千万円、5年総額で約1億円の減額が見込める予定である。

セキュリティ対策の取組

27年6月の日本年金機構における標的型攻撃メールによる個人情報流出事案を受けて、本市においても起こり得る事態と想定して、様々なセキュリティ強化対策を実施している。

【業務系ネットワーク(*14)の分離】

27年8月に住民基本台帳システム等が接続する業務系ネットワークと当時インターネットも利用できる情報系ネットワーク(*15)を、論理的な分割による特定通信の許可制(一旦両環境間の通信環境を分離した上で必要な通信だけを許可する環境)から物理的な分離環境(ケーブルの遮断)に見直しを行った。

【ウイルス等の感染対策の実施】

ウイルス等の感染対策として、27年9月にUSBメモリ等の可搬記録媒体、10月にCD・DVDドライブの使用を原則禁止とし、業務上やむを得ない事務のみについて取り扱うデータを暗号化処理するなどの対策を施し、使用を認める許可制に見直した。

【メール添付ファイルの暗号化の徹底】

27年10月からファイルの暗号化の徹底として、外部に送信するインターネットメールに添付するファイルは、全て暗号化ファイルとする運用に見直した。

【標的型攻撃メール対策システムの導入】

マイナンバー対策向けとして国が標的型攻撃メール対策に有効であると推奨しているサンドボックスというシステム装置(安全な仮想空間(*16)でファイルを実行しウイルスかどうかを確認することやデータの外部持出し等の怪しい動きを検知する装置「ネットワーク用検知サンドボックス」や、不正URLや添付ファイル、パスワード圧縮ファイル等を分析し、不正メールを検知する装置「メール用検知サンドボックス」など)を、緊急対策として導入・構築し、27年12月から本稼働した。

【自治体情報システム強靱性向上モデルの構築(国の補助事業)】

個人番号利用事務に係る端末への二要素認証(*17)の実施(29年7月稼働)

個人番号利用事務系となる業務系ネットワークに接続する住民基本台帳システムや地方税務システムなどの業務系システム端末は、これまでのID番号とパスワードによるログイン方法に、新たにICカードによる認証機能を追加し、二要素認証環境を構築した。

LGWAN(*18)接続の情報系とインターネット接続系の分割(29年7月稼働)

LGWANを活用する情報系ネットワークとWeb閲覧やインターネットメール受信などを実施するインターネット接続系ネットワークの通信経路を論理的に分割し、物理的に分離した業務系ネットワークと情報系ネットワーク、インターネット接続系ネットワークの3つのネットワーク環境に再構築した。また、ネットワークの分割に伴い仮想環境システムを導入し、情報系ネット

ワーク接続端末は、仮想サーバ上で実行されたブラウザの画面を参照する環境とした。万一仮想サーバがウイルス等に感染しても、守るべき情報がある情報系ネットワーク接続端末等に影響を受けない環境とした。

無害化メールの通信環境の構築（29年7月稼働）

メールの無害化処理は、標的型攻撃メール対策の一つであり、インターネットメールの本文や添付ファイルにウイルスなどが混入している状態を想定し、ファイルを無害化する手法で、メール無害化システムにより情報系ネットワーク接続端末でインターネットメールを確認できる環境とした。

千葉県自治体情報セキュリティクラウドへの接続（29年7月稼働）

市町村が個別に設置しているインターネットに接続するための機器やセキュリティ対策装置の構築環境を見直し、県と県内市町村が協力して県に集約することで、一元管理の元で集中して監視を行うなどの高度な情報セキュリティ対策を講じた千葉県自治体情報セキュリティクラウド（都道府県補助事業）が構築されたため、野田市も千葉県自治体情報セキュリティクラウドを介したインターネット接続に切替えを行った。

【人的セキュリティ対策（全職員への訓練及び教育の実施）】

日本年金機構の調査報告書に基づく、問題点と対応策を14項目に分類し、野田市の状況と照らし合わせて検証を実施した結果、技術的なセキュリティ対策はもとより、実際メールなどを取り扱う職員の危機意識が非常に重要であるということのを再認識し対策を行った。

まず、全職員に対して不審なメールに対する危機意識を持たせるために、標的型攻撃メールの例示や見分け方について周知を行うとともに、具体的な標的型攻撃メール対策手順を定め、指導を行った。

さらに、標的型攻撃メールを疑似体験することで、不審なメールに対する注意力・判断力の向上をめざすとともに、訓練結果を基に疑似メールの開封状況等を分析し、訓練実施後に、職員へ訓練結果の実態と標的型攻撃メール等のリスク認識、ウイルス感染等の実演を含む技術的教育、不測の事態に対応する緊急時対応方法などの教育を行い、セキュリティの意識を高めることを目的とする標的型攻撃メール対策訓練及び教育を27年度から毎年実施しており、全職員を対象とした情報セキュリティ教育講座は、27年度749人、28年度715人、29年度960人の職員が参加した。

(5) 行政サービスの推進及び行政の効率化への取組状況《26 年度以降》

27 年 2 月	<p>ホームページ CMS サービス（クラウド方式）</p> <p>アクセシビリティ（大きい文字サイズへの変更等の機能）や、ユーザビリティ（なるべく簡単で、迷わず、ストレスを感じさせない操作や仕組み）への対応などの改善を目的に、野田市ホームページを CMS（コンテンツ・マネージメント・システム）により再構築し、運用を開始。</p>
27 年 8 月	<p>ごみ・資源回収ステーション管理（GIS）システム</p> <p>現行の個別型 GIS システム（*19）から、登録データを既設の統合型 GIS システムに移行し、地理情報を一元的にシステムで管理することにより、地理情報の有効活用が促進できる環境を構築し、運用を開始。</p>
27 年 10 月	<p>戸籍システム</p> <p>約 55,000 件の紙戸籍を電子化に変換し、戸籍業務が抱える種々の課題解決に対応可能な戸籍システムを構築し、運用を開始。システム稼働後は、法務省が構築した戸籍副本データ管理システムとのデータ連携を実施し、不測の事態に対応する環境を構築。</p>
28 年 4 月	<p>難病療養者見舞金支給管理システム（クラウド方式）</p> <p>特定疾病療養者の情報管理や申請受付、支給決定等の事務作業の効率化などを目的にシステムを構築し、運用を開始。</p>
28 年 7 月	<p>避難行動要支援者台帳管理システム（クラウド方式）</p> <p>野田市避難行動要支援者支援計画に基づき、要支援者名簿の作成を行い、避難支援等関係者へ名簿の提供や、要支援者の範囲が高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊婦、外国人等の多岐に及ぶため、各担当課が連携して運用管理を行うシステムを導入し、運用を開始。</p>
29 年 3 月	<p>犬の登録管理システム（クラウド方式）</p> <p>狂犬病予防法に基づき、犬の登録、転出入、鑑札番号・注射済票番号の管理を実施している犬の管理システムのリプレース（*20）に伴い、新システムを導入し、運用を開始。</p>
29 年 4 月	<p>市営住宅システム</p> <p>市営住宅に係る家賃算定・収入認定・入居受付・家賃収納業務などの市営住宅管理における事務の効率化を目的にシステムのリプレースに伴い導入し、運用を開始。</p>
29 年 4 月	<p>障がい福祉サービス費請求内容審査システム</p> <p>千葉県国民健康保険団体連合会からの事業者請求の点検結果情報等をシステムに取込み、データの抽出・集計する機能に加え、事業者から提出される請求情報を迅速かつ正確に審査する機能に有するシステムを導入し、運用を開始。</p>

29年4月	<p>まめメール(クラウド方式)</p> <p>野田市安心安全メール「まめメール」の情報として、防犯、防災、光化学スモッグ、火災、消費生活に、イベント情報を加えて情報提供を開始。</p>
29年4月	<p>ちば施設予約システム(クラウド方式)</p> <p>野田市総合公園及び閑宿総合公園の施設の空き状況の確認、予約や抽選の申込みが、インターネットから行えるシステムの運用を開始。</p>
29年10月	<p>総合行政情報システム(クラウド方式)</p> <p>住民基本台帳や地方税務など24の業務システムをリプレースに伴い、総合行政情報システムとして導入し、運用を開始。</p>
29年11月	<p>生活保護等レセプト管理システム(クラウド方式)</p> <p>レセプトデータや再審査請求受付情報等の閲覧や資格点検結果検索機能などの機能を提供するシステムを導入し、運用開始。</p>
29年11月	<p>マイナポータル専用端末の設置</p> <p>自宅などにパソコンやICカードリーダーを所有していない方に、マイナンバーカードを利用し、自身の情報や提供履歴の確認を行えるように、市民課及び情報公開コーナー(総務課内)にマイナポータル専用端末を設置。</p>
30年1月	<p>障がい者支援システム</p> <p>こぶし園の自立支援介護給付費請求業務や利用者ケース記録管理等の効率的運用を目的に、障がい者支援システムをリプレースに伴い導入し、運用を開始。</p>
30年4月	<p>地域包括支援センターシステム</p> <p>中央地区に新設した地域包括支援センターを含む市内5拠点の地域包括支援センター間の利用者情報管理や介護予防ケアマネジメント業務等の事務の効率化を図るため、システムのリプレースに伴い導入し、運用を開始。</p>
30年4月	<p>校務支援システム</p> <p>市内小中学校の教職員の事務負担を軽減することにより、児童・生徒と向き合う時間を確保し、教育の質の向上等を図るため、統合型校務支援システムを導入し、運用を開始。</p>
30年5月	<p>当日投票システム</p> <p>市内45投票所(試験導入済の中央公民館等の3投票所を含む。)における投票受付事務を選挙人名簿抄本(紙)での受付に替えて、システムによるバーコード読み取り方法に変更。</p>
30年5月	<p>匿名報告相談アプリ「STOP it」(クラウド方式)</p> <p>市内全11中学校の全生徒を対象に、いじめ防止教育の一環として、いじめを匿名で通報できるスマートフォン用の匿名報告相談アプリ「STOP it」を導入し、運用を開始。</p>

30年6月	まめメール 野田市安心安全メール「まめメール」と、Twitter 及び J-Alert(*21)との情報連携を開始。
30年11月 (開始予定)	統合型 GIS システム (クラウド方式) 市内の地図情報を整備し、情報を共有することで事務の効率化を図ることを目的に、上下水道台帳や文化財情報などを追加登録し運用を行う統合型 GIS システムをリプレースに伴い LGWAN-ASP(*22)サービスで再構築。

2 課題

(1) 社会保障・税番号制度

マイナンバーカードの交付率は、全国的にも約 11%という状況であり、国民・住民がマイナンバーの効果や利便性を実感できていないため、カードの交付率が伸び悩んでいると考えられる。そのため、誰もがマイナンバーの効果や利便性を実感できる新しい制度や運用方法などの見直しを急務と考える。

野田市では、31年度から全国各地のコンビニエンスストアのキヨスク端末で、マイナンバーカードを利用した住民票や印鑑証明書等の各種証明書の交付を検討している。また、厚生労働省は、32年度からマイナンバーカードを健康保険証の代わりとして使えるように制度を見直し、使用頻度の高い保険証機能を追加することによってカードの取得者を増やしたいとしている。

(2) セキュリティ対策

セキュリティ対策については、常に最新の情報や技術を取り入れ、対策できる可能な範囲で最大限のセキュリティ対策を講じていきたいと考えているが、セキュリティ強化は利便性と相反するため、事務遅延を起こさない運用とすることや、人的セキュリティ対策として、職員へのセキュリティ教育を継続して実施することが重要であると共に、システムやセキュリティの管理部門を担う職員の育成が必須と考える。

(3) 電子自治体及び地域 IoT の推進

全国的に、人口の減少や高齢化の進展、地域経済の低迷等が地域を巡る課題の中で、電子自治体を推進していくには、民間の優れた技術を活用し、セキュリティ対策を施したパッケージシステム等をクラウド方式で導入することでコスト削減を進めながら、IoTにより、新たなビジネスや雇用の創出、住民サービスの向上など、地域の課題や地域活性化を低コストで実現できる手法を調査研究し、地域に新たな価値を創造するシステムの導入を進めていく。

3 次期行革大綱の考え方

人口の減少や高齢化の進展、地域経済の低迷等が地域を巡る課題の中で、システムの最適化を分析し、費用対効果及びクラウド方式等による効果的な導入方法を十分に検証しながら、電子自治体の実現を推進していく。その際、セキュリティ対策を十分講じるとともに、ICT 弱者の方に情報格差が発生しないよう配慮する。また、IoT を活用した地域活性化の推進に取り組む。

「情報化の推進」用語解説

- *1 **ICT (Information Communication Technology/インフォメーション コミュニケーション テクノロジー)**
コンピュータの機能やデータ通信に関する技術に、コンピュータを活用した情報の共有や伝達する方法を含めたもの
- *2 **IoT (Internet of Things /インターネット オブ シングス)**
コンピュータ以外のモノがインターネットに接続され、相互に情報をやり取りする技術。例えば、ドアの開閉状態を知ることにより、見守りや介護に役立てたり、機械の故障を未然に防いだり、不具合に迅速に対応したり、様々な情報をインターネットを介し、離れた場所で活用する社会の実現により、地域の課題解決に強く期待されている技術
- *3 **イニシャルコスト**
初期費用
- *4 **ランニングコスト**
維持費用
- *5 **セキュリティポリシー**
情報の機密性（情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保する特性）や完全性（情報が破壊・改ざんまたは消去されていない状態を確保する特性）、可用性（情報へのアクセスを許可された範囲での取扱いを常に可能とさせる特性）を維持していくために規定する組織の方針や行動指針をまとめたもの
- *6 **標的型攻撃メール**
機密情報漏えい等を目的として、特定の個人や企業等に送られるメールのこと。受信者と関連があるように偽装されており、気付かずに添付ファイルを開くとコンピュータウイルスに感染させて、情報の不正取得や破壊行為などの被害を受ける
- *7 **番号制度の情報連携**
マイナンバー法に基づき、異なる行政機関の間でマイナンバーから生成された符号をもとに特定個人情報をやり取りすること
- *8 **副本データ**
情報提供を行う目的で、中間サーバ（情報の照会依頼があった場合に提供する情報を保管し、総務省が所管する情報提供ネットワークシステムと業務システムとの中継を行うサーバ）に保存されている特定個人情報
- *9 **特定個人情報保護評価（PIA）**
特定個人情報（個人番号（マイナンバー）やそれに代わる番号や記号などを内容に含む、特定の個人を識別することができる情報）ファイルの保有・変更にあたり、プライバシーや特定個人情報へ及ぼす影響を事前に評価し、その保護のための措置を講じる仕組みをいい、米・加・豪・英等の諸国で行われているプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment/プライバシー インパクト アセスメント）に相当するもの。
具体的には、特定個人情報を保有することでどのようなリスクがあり、そのリスクをどのようにして軽減・緩和しているかを、自ら所定の様式の評価書に記載し、公表するもの。特定個人情報保護評価の対象となるのは、特定個人情報ファイルを保有する業務システム

- *10 **マイナポータル**
特定個人情報を「誰が」「いつ」「何のために」提供したのか等を、個人がインターネット上で確認できるシステム。別名「情報提供等記録開示システム」
- *11 **マスター**
データ処理を行う際に、処理の基本となる情報
- *12 **クラウド方式**
自治体が情報システムのハードウェア、ソフトウェア、データなどを自らの庁舎内に設置せず、庁外のデータセンターで保有・管理し、LGWAN（*19）や専用通信回線等を介して利用する形態
- *13 **公募型プロポーザル**
業務の委託先を選定する際に、公募した複数の受託希望者に目的に対する提案をしてもらい、その提案を総合的に評価して業務の委託先を選定する方式
- *14 **業務系ネットワーク**
住民基本台帳や地方税務システムなど、市民サービスを提供するためのシステムを相互に接続したもの
- *15 **情報系ネットワーク**
グループウェアや財務会計など、内部事務を行うためのシステムを相互に接続したもの
- *16 **仮想空間**
実際のものに近い環境を再現したコンピュータ上の仮想的な空間
- *17 **二要素認証**
本人確認等の認証の際に、知識・所持・存在の三つの要素から二つの異なる原理の認証手段を組み合わせることで、精度と安全性を高める手法。具体的には、知識は本人だけが知っていること（ID番号とパスワード）、所持は本人だけが所有しているもの（ICカードやUSBトークン（パソコンのUSBポートに接続して使う小型の認証装置））など、存在は本人自身の特性（指紋や静脈などの生体情報）をいう
- *18 **LGWAN/エルジーワン**
地方自治体を相互接続した行政専用のネットワーク。インターネットとは切り離され、独立している
- *19 **GISシステム/ジーアイエスシステム**
地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータを総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にするシステム
- *20 **リプレース**
古くなったシステム等を新しいものに置き換えること
- *21 **J-Alert/ジェイアラート**
人工衛星と市町村の防災無線を利用して、緊急情報を速やかに住民に伝えるシステム
- *22 **LGWAN-ASP/エルジーワンエーエスピー**
LGWANを介して、利用者である地方公共団体の職員にLGWAN-ASPサービス提供事業者が各種行政事務サービスを提供するもの